

交通安全対策試行期間における自転車の交通規制について

【ご質問・ご要望】（投稿日：2019年11月14日）

文書「交通安全対策試行期間における自動車・自転車の交通規制について（本部構内）」について質問・要望いたします。

1. この交通規制が決定された経緯について詳しく説明願います。
2. 「試行」ということは試行結果次第ではこの規制を常態化させるおつもりがあるのか、ご回答願います。
3. 当該文書内における「自転車」は「自転車を所持している歩行者」を含むかについて回答願います。
4. 北部構内一本部構内間の混雑時の状況については把握しております。しかしながら本部構内北西側の門から出て北部構内理学部正門に向かう場合、百万遍交差点で車道を横断するか、理学部正門前の横断歩道で車道を横断することになりますが、前者は今出川通の本学周辺の歩道は大変狭く、また歩行者や障害物も多いため多くの自転車が通行するのには向いておらず、車道も路上駐車が頻繁にあるため大人数の通行には特に不向きである上に北部構内理学部正門前の歩道の横断についてはそのままとなり、一方後者は結局同じ横断歩道を渡ることになるため、遠回りすることになります。以上のように北部構内一本部構内間を頻繁に移動する学生に大きな負担を強いる無意味な交通規制の即刻中止を要望します。
5. 本部構内南側において、自転車に自動車専用門を通らせようとしているようですが、自動車専用門一本部構内内部方面の経路はラッシュ時の自転車が通行しても大丈夫なようになっているのでしょうか。ご回答願います。
6. 「11月祭及び交通安全対策試行期間中における本部構内カーゲート運用内容」には「期間中、車両の入構は原則禁止となっています」とあります。道路交通法上「車両」は自転車等の軽車両等も含みますが、ここでいう「車両」はどの範囲のものを指しているのか、ご回答願います。
7. ラッシュ時限定ならともかく、なぜ当該規制が24時間体制で行われることになっているのか、ご回答願います。

【回答】（回答日：2019年12月5日）

（環境安全保健機構・施設部）

貴重なご意見をありがとうございます。より快適で安全・安心なキャンパスに向けた、今後の検討の参考とさせていただきます。

本部構内正門付近の交通混雑については、予てより懸案となっていることはご承知のことと存じます。今年度のオープンキャンパス時に同様の取り組みを実施させていただいたところではございますが、オープンキャンパスは授業期間ではないため、今回は、通常授業期間に実施いたしました。

交通規制における混乱が極力大きくならないよう配慮いたしましたが、周知内容に不明確な点（今回の通知では「車両」は自動車を想定など）があったことにつきましては、今後、改善いたします。

ご協力いただきありがとうございました。